

横浜市信用保証協会からのお知らせ

信用保証協会は、中小企業・小規模事業主の皆さまが金融機関から事業資金を借入する際の公的な保証人となる機関です。



LINE公式アカウントから 皆さまに役立つ情報をお届けします!!

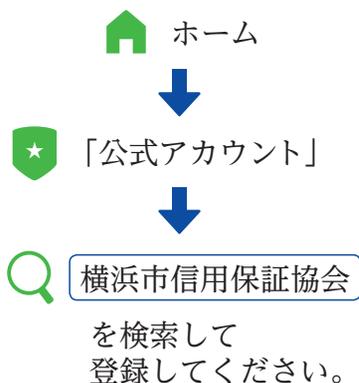
配信する情報

- 保証制度のご案内
- 各種広報物発刊のお知らせ
- 各種イベント開催のお知らせ
- 関係機関からのお知らせ 等



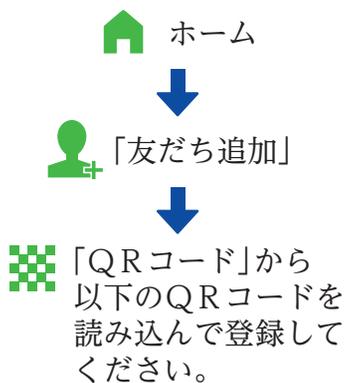
「公式アカウント」画面から登録する場合

1 協会名を検索



「友だち追加」画面から登録する場合

2 QRコード読み込み



3 ID検索



- コミュニケーションアプリ「LINE」はLINE株式会社が提供するアプリです。LINEのご利用設定は、お客様をお願いします。
- 横浜市信用保証協会の公式アカウントの友だち登録をするためには、お客様自身でLINEの登録を行う必要があります。
- LINEは、友だち登録をしていただいた方に役立つ情報などを一斉送信するサービスです。個別の返信はいたしかねますので、予めご了承ください。

お問い合わせ 総務部経営企画課 TEL 045-662-6622

横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート

 横浜市信用保証協会

信用保証協会とは

信用保証協会法に基づいて設立された認可法人で、中小企業・小規模事業者(個人事業者を含む)の皆さまがお借入をするときの「公的な保証人」となり、事業資金の調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

横浜市信用保証協会は、「横浜の中小企業の“明日”を身近でサポート」していきます。

ご利用いただける方

◆企業規模

常時使用する従業員または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業 種	常時使用する従業員	資本金
製造業等(運送業、建設業、不動産業等を含む)	300人以下	3億円以下
ゴム製品製造業	900人以下	
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業(飲食業を含む)	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
旅館業	200人以下	5,000万円以下
医業を主たる業とする法人	300人以下	-

◆業 種

保証の対象となる業種は、信用保険の対象となる業種(中小企業信用保険法施行令で指定されている業種以外の業種)を基本としています。

◆所在地・営業経歴

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居または事務所のいずれかを、横浜市内に有し、事業を営んでいることが必要です。

◆許認可等

許認可・届出等を要する事業を営んでいる(または、営む)場合は、当該事業に係る許認可等を受けている(または、受ける)ことが必要です。

詳しくは相談窓口にお問い合わせください

ご相談窓口	保証担当地区	電話番号	住 所
本 所 (保証課)	●中区 ●磯子区	045-662-6623	〒231-8505 横浜市中区山下町22 山下町SSKビル10階
北 部 支 所	●港北区 ●緑区 ●青葉区 ●都筑区	045-470-5600	〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階
西 部 支 所	●鶴見区 ●神奈川区 ●西区 ●保土ヶ谷区 ●旭区 ●瀬谷区	045-319-5335	〒220-0004 横浜市西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階
南 部 支 所	●南区 ●金沢区 ●戸塚区 ●港南区 ●栄区 ●泉区	045-844-6621	〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階